

# 山梨県公報

第千六百四十八号

平成十八年

三月十三日

月 曜 日

## 目次

県営土地改良事業の完了……………一七三

公 告

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止……………一七三

争議行為予告通知の受理……………一七五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………一七六

土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一七九

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一七九

公安委員会

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正……………一七九

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一七九

正 誤……………一九〇

平成十七年十月二十日付け号外第六十一号中……………一九〇

## 告 示

山梨県告示第百三十三号

県営土地改良事業(山梨第一地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十七年五月二十日をもって完了した。

平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ

サービス事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	廃止年月日
白州町訪問入浴介護事業所	北巨摩郡白州町白須一三四番地	一九七一〇〇一五一	訪問入浴介護	平成十六年四月一日
指定訪問介護事業所増穂町社会福祉協議会	南巨摩郡増穂町長澤一九四二番地一	一九七〇七〇〇一一六	訪問介護	平成十六年四月一日
佐野外科整形外科 外科医院	南巨摩郡身延町大野七八一番地	一九一〇七〇〇〇一八	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十六年四月一日
有限会社日丸薬局	南アルプス市小笠原七六番地二	一九四一六一〇二〇四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月三日
はやかわ歯科医院	山梨市小原東一―二番地一	一九三〇二二〇三〇五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月十日
はやかわ歯科医院	山梨市小原東一―二番地一	一九三〇二二〇三〇五	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十六年四月十日
はやかわ歯科医院	山梨市小原東一―二番地一	一九三〇二二〇三〇五	訪問看護(みなし)	平成十六年四月十日
中央医院	富士吉田市下吉田一七二五番地	一九一―二〇〇〇六九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月三十日
ファーマシー	韮崎市若宮一	一九四〇九〇〇	居宅療養管理指	平成十六年四月

オイヤマ	丁目二番五〇号	一一九	導(みなし)	三十日
中央医院	富士吉田市下吉田一七二五番地	一九一〇二〇〇 〇六九	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十六年四月三十日
中央医院	富士吉田市中下吉田一七二五番地	一九一〇二〇〇 〇六九	訪問看護(みなし)	平成十六年四月三十日
葎崎市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	葎崎市大草町若尾一六八〇番地	一九七〇九〇〇 〇一三	訪問入浴介護	平成十六年五月一日
社団法人山梨県薬剤師会会営調剤薬局	中巨摩郡玉穂町若宮二七番地一―	一九四〇八一〇 四一七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月五日
山中湖調剤薬局	南都留郡山中湖村山中二二六番地	一九四一三二〇 二七六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月十三日
有限会社赤岡綜合薬局	甲府市北口二丁目三二番一―号	一九四〇一一三 〇七七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月二十三日
艸樂庵	甲府市太田町七番地一―	一九四〇二〇二 六八二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月二十六日
キンセイ薬局	北巨摩郡須玉町若神子三〇九四番地	一九四一〇二〇 一三二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月三十一日
村松歯科医院	甲府市湯田一丁目一四番八号	一九三〇二〇二 四三七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年六月十五日
クスリのサンロード薬局富士見店	甲府市塩部四丁目一番一三号	一九四〇一一二 五五八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年七月一日
福島屋薬局	山梨市小原西七四二番地	一九四〇二〇〇 三六一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年七月一日

桜井歯科医院	甲府市屋形一丁目六番一〇号	一九三〇一〇一 一八一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年七月二十七日
有限会社MEGUMI-MEGUMI-訪問介護サービスセンター	甲府市中央二丁目五番一六号	一九七〇一〇一 六二〇	訪問介護	平成十六年八月十八日
竜王町デイサービスセンター	中巨摩郡竜王町西八幡三〇一八番地一	一九七〇八〇〇 二七〇	通所介護	平成十六年八月三十一日
竜王町訪問入浴介護事業所	中巨摩郡竜王町西八幡三〇一八番地一	一九七〇八〇〇 二七〇	訪問入浴介護	平成十六年八月三十一日
竜王町ホームヘルパー事業所	中巨摩郡竜王町西八幡三〇一八番地一	一九七〇八〇〇 二七〇	訪問介護	平成十六年八月三十一日
敷島町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	中巨摩郡敷島町島上条三一六三番地	一九七〇八〇〇 三五三	訪問介護	平成十六年八月三十一日
双葉町訪問介護事業所	北巨摩郡双葉町竜地六五三六番地一	一九七二〇〇〇 〇五二	訪問介護	平成十六年八月三十一日
藤本医院	大月市猿橋町伊良原八三番地一	一九一〇四〇〇 八二六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年八月三十一日
薬局明野	北巨摩郡明野村上七一三六番地三	一九四一〇〇〇 一〇九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年八月三十一日
藤本医院	大月市猿橋町伊良原八三番	一九一〇四〇〇 八二六	訪問看護(みなし)	平成十六年八月三十一日

ながまつ医院	甲府市宮原町 八八番地一	一九二〇二〇四 七四二	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年九月 一日
ながまつ医院	甲府市宮原町 八八番地一	一九二〇二〇四 七四二	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年九月 一日
ながまつ医院	甲府市宮原町 八八番地一	一九二〇二〇四 七四二	訪問看護(みな し)	平成十六年九月 一日
財団法人花園 病院	甲府市和田町 二九六八番地	一九一〇二一〇 七四九	通所リハビリテ ーション	平成十六年九月 十日
下部町	西八代郡下部 町常葉一〇二 五番地	一九七〇六〇〇 〇六八	通所介護	平成十六年九月 十二日
中富町デイサ ービスセンタ ー	南巨摩郡中富 町切石一七 番地一	一九七〇七〇〇 一八一	通所介護	平成十六年九月 十二日
下部町社会福 祉協議会訪問 介護事業所	西八代郡下部 町常葉一〇九 三番地	一九七〇六〇〇 二〇九	訪問介護	平成十六年九月 十二日
中富町ホーム ヘルパーステ ーション	南巨摩郡中富 町切石一七 番地一	一九七〇七〇〇 一八一	訪問介護	平成十六年九月 十二日
身延町社会福 祉協議会	南巨摩郡身延 町梅平一六〇 二番地	一九七〇七〇〇 二一五	訪問介護	平成十六年九月 十二日
下部町菅古閑 診療所	西八代郡下部 町古閑二四三 七番地	一九一〇六一〇 五七三	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年九月 十二日
下部町菅下部 診療所	西八代郡下部 町常葉一〇三 一番地一	一九一〇六一〇 四八二	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年九月 十二日

下部町菅古閑 診療所	西八代郡下部 町古閑二四三 七番地	一九一〇六一〇 五七三	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年九月 十二日
下部町菅古閑 診療所	西八代郡下部 町古閑二四三 七番地	一九一〇六一〇 五七三	訪問看護(みな し)	平成十六年九月 十二日
下部薬局	西八代郡下部 町常葉七九八 番地	一九四〇七〇〇 三五二	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年九月 十五日
デイサービス センターあお ぞら	大月市脈岡町 畑倉二八二 番地二	一九七二四〇〇 二二〇	通所介護	平成十六年九月 三十日
ケアサービス センターあお ぞら	大月市大月二 丁目二番三 〇号塩谷ビル	一九七二四〇〇 二二〇	訪問介護	平成十六年九月 三十日
三富村診療所	東山梨郡三富 村下荻原一三 九番地	一九一〇四一〇 二九七	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年九月 三十日

● 争議行為予告通知の受理  
 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十八年三月三日付けで通知があった。  
 平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 事件
- 次の要求事項解決のため  
 1 看護師をはじめとする医療労働者の大幅増員。労働条件改善、「合理化」・業務委託反対。
  - 生活改善をはかる賃上げと雇用確保。賃下げ・成果主義賃金導入反対。
- 二 日時  
 平成十八年三月十五日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
  - 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
  - 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
  - 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所
  - 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の二 御坂共立歯科診療所
  - 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所
  - 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所
  - 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
  - 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
  - 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
  - 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 ますほ共立診療所
  - 甲府市丸の内二丁目八番十一号 甲府共立在宅介護支援センター
  - 甲府市丸の内二丁目八番十一号 訪問看護ステーションすずかけ
  - 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ
  - 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 東八訪問看護ステーションほほえみ
  - 甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン・ド・ヒロセ一〇三号 訪問看護ステーションやすらぎ
  - 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーション
  - 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
  - 南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 訪問看護ステーションぶじかわ
  - 甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ
  - 以上の病院、診療所等を取りまく地域と病院、診療所等の構内及び全職場、または一部職場。
- 四 概要
- 三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。
- ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十八年三月十三日

- 一 処分をした年月日 平成十八年二月六日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 草塩工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市勝沼町藤井百六十五番地
  - 3 代表者の氏名 草塩芳樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一四）第一〇〇九号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十八年三月十三日

- 一 処分をした年月日 平成十八年二月二十七日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 富士建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 大月市初狩町下初狩千三百九十六番地一
  - 3 管財人の氏名 花輪仁士
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特一三）第一五〇九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年二月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十八年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十八年二月六日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 旭建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町保千七百五十六番地
  - 3 代表者の氏名 望月勝信
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一三)第一六四五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十八年三月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年二月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 産基建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市善光寺三丁目二十八番四号
  - 3 代表者の氏名 清水嘉幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一一)第二五〇五号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十八年三月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年二月六日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社上野原建設
  - 2 主たる営業所の所在地 上野原市鶴島四千五百八十五番地
  - 3 代表者の氏名 山口勝大
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第三八三八号
- 四 処分の内容 管工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十八年三月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 四谷建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜王千二百七十八番地一
  - 3 代表者の氏名 齋藤文彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一七)第四七三九号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十八年三月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年二月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社西山設備工業
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新西原三丁目一番二十二号
  - 3 代表者の氏名 西山スミ子

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第五一五八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、さく井工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年二月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社コミヤマ創建
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市富竹二丁目十一番十四号Nビル二F
  - 3 代表者の氏名 小宮山要
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第五九六三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年二月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年二月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社共進美瑠
  - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町落居六千三百十番地
  - 3 代表者の氏名 望月弘明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七一五二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

- 事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年二月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社サンホーム
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下飯田二丁目二番六号
  - 3 代表者の氏名 佐野忠利
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第八五一六号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年二月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 望月建築板金
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市寺部二千六百十三番地五
  - 3 代表者の氏名 望月博良
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八六二七号
- 四 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
 平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 組合の名称

富士吉田市田端土地区画整理組合

二 事務所所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地

三 施行地区

富士吉田市下吉田字田端及び字一メ目の各一部

四 設立認可の年月日

平成十一年三月十八日

五 事業施行期間

平成十年度から平成十七年度まで

六 変更認可の年月日

平成十八年三月十三日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
 平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市境川町石橋字堰添五七五の一、五七六の一、五七四の三、五七七の一、五八〇の一、五八四の一、五八五、五八六の一、五九一の一、五九三の一、五九四、五九五、五九六の一、五九七の一、五九八、五九九、六〇〇、六〇一の一、六〇二の一、六〇七の一、六〇八の一及び六〇九の一並びに字佃六八二の一、六八三の一、六八六の一、六八七の一、六八八の一、六八九の一、六九二の一、六九三、六九九の一、六九九の二及び七〇〇の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市下吉田五千八百五十番地一 株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
 平成十八年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字八公免一四二の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条七百二十二番地一 レジデンス秋山 一〇六 望月治

### 公安委員会

山梨県公安委員会告示第十九号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定平成六年山梨県公安委員会告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月十五日から施行する。  
 平成十八年三月十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

「北巨摩郡小淵沢町」を削る。

山梨県公安委員会告示第二十三号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。  
 平成十八年三月十三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

別表第十七中

二八	市道 春日深線（銀座通り）	甲府市中央一丁目四番七号先 （天野電機）から甲府市中央四丁目三番九号先	三五〇	車両	終日	甲府 四九・四一 一六号
----	------------------	----------------------------------------	-----	----	----	--------------------

を	に	を
三三	二九	二八
市道春日線 日本通	市道	削除
甲府市丸の内一丁目二番一五号先(春日モール北交差点)から甲府市丸の内一丁目二番二一五号先(山鏡堂前)までの両側	甲府市中央四丁目五番二九号先(銀座通り東交差点)から甲府市城東二丁目一〇番二二号先(秋葉神社東交差点)までの両側	甲府市中央四丁目二番一五号先(太田屋)から甲府市城東四丁目二番三四号先(保坂食品店)までの両側
七五	四四〇	七五〇
車両	車両	車両
終日	終日	終日
甲府	甲府	甲府
平成一五年八月二五日 告示第五八号	平成一八年三月一三日 告示第二三三三号	平成一八年三月一三日 告示第二三三三号

を	に	を	に
四二	四二	三八	三八
市道舞鶴公園北通線	市道舞鶴公園北通線	市道佐渡本通線	削除
甲府市丸の内一丁目三番三三号先(山交百貨店北)	甲府市丸の内一丁目三番三三号先(山交百貨店)から甲府市中央二丁目五番一五号先(杉下豆腐店)までの両側	甲府市相生二丁目一番一三号先から甲府市相生三丁目一番七号先までの両側	甲府市相生二丁目一番一三号先(かどや旅館駐車場)から甲府市相生三丁目二番四号先(依田肉店)までの両側
一三〇	三四〇	三四〇	四一〇
車両	車両	車両	車両
終日	終日	終日	終日
甲府	甲府	甲府	甲府
平成一八年三月一三日	五〇・一五三九号	平成一八年三月一三日 告示第二三三三号	平成一八年三月一三日 告示第二三三三号



							告示第二 三号
		西角)から甲府 市丸の内一丁目 四番一九号先(ナ イトスポーツK 東側)丁字路交 差点)までの両 側					

五二	市道 横近習 本通線 工町北 線	甲府市丸の内一 丁目一〇番一〇 号先(大和食堂 )から甲府市城 東一丁目四番一 号先(金手駅) までの両側	九〇〇	車両	終日	甲府	五〇・一 一・一五 三九号
----	------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	-----	----	----	----	---------------------

五二	市道	甲府市丸の内一 丁目一〇番七号 先(東京電力株 山梨支店北側)丁 字路交差点)か ら甲府市中央二 丁目一〇番二一 号先(中央二丁 目交差点)まで の両側	二五〇	車両	終日	甲府	平成一八 年三月一 三日 告示第二 三号
----	----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	----	----	----	----------------------------------

六七	市道 新紺屋 本通線	甲府市武田一丁 目三番一号先(千 成)から甲府 市元紺屋町九一 番地先までの両 側	六一〇	車両	終日	甲府	五一・一 一・一〇 三八号
----	------------------	----------------------------------------------------------	-----	----	----	----	---------------------

六七	市道	甲府市武田二丁 目一番四号先(新 紺屋小学校東 入口交差点)か ら甲府市元紺屋 町九一番地先ま での両側	四三五	車両	終日	甲府	平成一八 年三月一 三日 告示第二 三号
----	----	------------------------------------------------------------------------	-----	----	----	----	----------------------------------

七〇	市道 穴切神 社前通 線	甲府市宝一丁目 一番一八号先 (あいはら写真 店)から甲府市 宝二丁目二番 六号先(笠井商 店)までの両側	七九〇	車両	終日	甲府	四九・一 二・一五 五五号
----	-----------------------	-------------------------------------------------------------------------	-----	----	----	----	---------------------

七〇	市道 切神穴 前通り 線	甲府市宝一丁目 二三番一号先(佐 野商会東側)か ら甲府市宝二 丁目二番六号 先(ファミリ ー)西側)丁字 路交差点)まで の両側	六二〇	車両	終日	甲府	平成一八 年三月一 三日 告示第二 三号
----	-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-----	----	----	----	----------------------------------

七六	市道 濁川南 通り線	甲府市若松町四 番一号先(山梨 クロレラ)から 甲府市相生二丁 目一番五号先(竹 田駐車場)ま	二二九	車両	終日	甲府	平七・一 三〇 告示 第四号
----	------------------	----------------------------------------------------------------	-----	----	----	----	-------------------------

八二	八二	八〇	八〇	七六	
市道	市道 縦本通線	削除	市道 三吉代官線	削除	での両側
甲府市北口一丁目一番一先から甲府市朝日四	甲府市北口一丁目一番五号先(第二竜泉食堂)から甲府市武田一丁目六番四号先までの両側		甲府市相生三丁目四番一先から甲府市相生三丁目六番三二号先までの両側		
三八〇	六六〇		一三〇		
車両	車両		車両		
終日	終日		終日		
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	
平成一八年三月一日	五一・一〇三八号	平成一八年三月一日 告示第二三三三号	五〇・一三九号	平成一八年三月一日 告示第二三三三号	

九九	九〇	九〇	九〇		
市道 橋朝日線	市道	市道	市道 舞鶴公園南線		での両側
甲府市北口一丁目五番一三三先(甲府地方貯金局)から甲府市朝日一丁目七番二二番先(ゆきえ洋装店)までの両側	甲府市丸の内一丁目二番一先(社会教育センター)西側交差点)から甲府市丸の内一丁目一番六号先(甲府税務署南東十字路交差点)までの両側		甲府市丸の内一丁目二番一先(社会教育センター)西側交差点)から甲府市丸の内一丁目一番七号先(今村齒科南西角交差点)までの両側		丁目三番九号先(新紺屋小学校南西交差点)までの両側
三四〇	六〇		一三〇		
車両	車両		車両		
終日	終日		終日		
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	
五一・一〇三八号	平成一八年三月一日 告示第二三三三号	平成一八年三月一日 告示第二三三三号	七一・八二九号 告示第二三三三号	七一・八二九号 告示第二三三三号	告示第二三三三号

に、

一〇五	市道 元城屋 本通線 鍛冶小 路線	甲府市北口三丁目四番三六号先から甲府市大手二丁目四番二三号先までの両側	一、八二〇	車両	終日	甲府	平一〇・三・五 告示 第一三三号
九九	削除					甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三号
一〇〇	削除					甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三号
一〇一	削除					甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三号

を

一〇〇	市道 弥生本 通線	甲府市北口一丁目二番一二号先から甲府市北口一丁目八番八号先までの両側	二二五	車両	終日	甲府	五一・一〇三 一〇三 三三三 三三三
一〇一	市道 富士見 本通線	甲府市朝日一丁目五番一二号先から甲府市朝日一丁目一〇番九号先（旭美容院）までの両側	二二〇	車両	終日	甲府	五一・一〇三 一〇三 三三三 三三三

を

一〇七	市道	甲府市朝日三丁目一一番二二二号先（ぶどう直売所北東交差点）から甲府市塩部一丁目三番一四号先（社会保険事務所北交差点	四八〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三号
一〇六	市道百石東通線	甲府市丸の内三丁目二〇番一九号先から甲府市丸の内三丁目三番七号先までの両側	二三〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三号
一〇五	削除					甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三号

一〇七	市道 市道 日町(1) 日町(2) 日町(3) 日町(4) 日町(5) 日町(6) 日町(7) 日町(8) 日町(9) 日町(10) 日町(11) 日町(12) 日町(13) 日町(14) 日町(15) 日町(16) 日町(17) 日町(18) 日町(19) 日町(20) 日町(21) 日町(22) 日町(23) 日町(24) 日町(25) 日町(26) 日町(27) 日町(28) 日町(29) 日町(30) 日町(31) 日町(32) 日町(33) 日町(34) 日町(35) 日町(36) 日町(37) 日町(38) 日町(39) 日町(40) 日町(41) 日町(42) 日町(43) 日町(44) 日町(45) 日町(46) 日町(47) 日町(48) 日町(49) 日町(50) 日町(51) 日町(52) 日町(53) 日町(54) 日町(55) 日町(56) 日町(57) 日町(58) 日町(59) 日町(60) 日町(61) 日町(62) 日町(63) 日町(64) 日町(65) 日町(66) 日町(67) 日町(68) 日町(69) 日町(70) 日町(71) 日町(72) 日町(73) 日町(74) 日町(75) 日町(76) 日町(77) 日町(78) 日町(79) 日町(80) 日町(81) 日町(82) 日町(83) 日町(84) 日町(85) 日町(86) 日町(87) 日町(88) 日町(89) 日町(90) 日町(91) 日町(92) 日町(93) 日町(94) 日町(95) 日町(96) 日町(97) 日町(98) 日町(99) 日町(100)	甲府市丸の内三丁目三番七号先（山光石油）から甲府市丸の内三丁目一番一内九号先（山田屋）までの両側	三五五	車両	終日	甲府	四九・一 二・一九 五五号
一〇六	市道 百石東 通線	甲府市丸の内三丁目三番七号先（山光石油）から甲府市丸の内三丁目一番一内九号先（山田屋）までの両側	三五五	車両	終日	甲府	四九・一 二・一九 五五号
一〇七	市道 日町(1) 日町(2) 日町(3) 日町(4) 日町(5) 日町(6) 日町(7) 日町(8) 日町(9) 日町(10) 日町(11) 日町(12) 日町(13) 日町(14) 日町(15) 日町(16) 日町(17) 日町(18) 日町(19) 日町(20) 日町(21) 日町(22) 日町(23) 日町(24) 日町(25) 日町(26) 日町(27) 日町(28) 日町(29) 日町(30) 日町(31) 日町(32) 日町(33) 日町(34) 日町(35) 日町(36) 日町(37) 日町(38) 日町(39) 日町(40) 日町(41) 日町(42) 日町(43) 日町(44) 日町(45) 日町(46) 日町(47) 日町(48) 日町(49) 日町(50) 日町(51) 日町(52) 日町(53) 日町(54) 日町(55) 日町(56) 日町(57) 日町(58) 日町(59) 日町(60) 日町(61) 日町(62) 日町(63) 日町(64) 日町(65) 日町(66) 日町(67) 日町(68) 日町(69) 日町(70) 日町(71) 日町(72) 日町(73) 日町(74) 日町(75) 日町(76) 日町(77) 日町(78) 日町(79) 日町(80) 日町(81) 日町(82) 日町(83) 日町(84) 日町(85) 日町(86) 日町(87) 日町(88) 日町(89) 日町(90) 日町(91) 日町(92) 日町(93) 日町(94) 日町(95) 日町(96) 日町(97) 日町(98) 日町(99) 日町(100)	甲府市朝日二丁目一番一二号先（雲居商会北東交差点）から甲府市塩部一丁目三番一四号先（社会保険事務所北交差点）までの両側	八二〇	車両	終日	甲府	平九・二 ・二七 告示 第一六号

一一〇	市道 相生南 裏通線	甲府市相生二丁目五番二〇号先（木村質店）から甲府市相生二丁目二番四号先（日本経済新聞甲府専売所）までの両側	二八〇	車両	終日	甲府	五〇・一 一・一五 三九号
一一一 一一二 一一三	市道 代官三 吉線	甲府市相生二丁目六番一号先（スナック喫茶銀馬車）から甲府市相生二丁目六番一五号先まで	一一〇	車両	終日	甲府	五一・一 一・一〇 三八号

  

一〇九	市道 錦六切 線	甲府市丸の内二丁目三番八号先（富士銀行）から甲府市宝二丁目三番七号先（宮川商会）までの両側	四五〇	車両	終日	甲府	四九・一 二・一九 五五号
一〇九	市道	甲府市丸の内二丁目三番八号先（甲府警察署前交差点）から甲府市丸の内二丁目三九番一号先（穴切神社入口交差点）までの両側	三八〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三三号

一一二	市道	甲府市相生二丁目一番二一号先（五味商店）から甲府市相生二丁目一七番先（日本電電公社甲府職員共同宿舍）までの両側	三三五	車両	終日	甲府	五一・一 一・一〇 三八号
一一三	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三三号
一一二	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三三号
一一一	市道	甲府市相生二丁目一番二一号先（清田ビル）から甲府市相生二丁目九番八号先までの両側	一七〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三三号
一一五	市道 飯田春 日線 飯田 線 飯田 線 飯田 線 (D)	甲府市丸の内三丁目一番一〇号先（裁判所前交差点）から甲府市飯田四丁目一番一六号先（長松寺橋東交差	一、八三〇	車両	終日	甲府	平九・二 ・二七 告示 第一六号

一三九	市道 橋元城 屋線	甲府市北口三丁目四番三二号先(マルミヤ)か	三五〇	車両	終日	甲府	一五・一〇 一・一〇 三八号
一三六	削除					甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三三三三
一三六	私道	甲府市丸の内一丁目二〇番一八号先(いの一番食堂)から甲府市丸の内一丁目一九番八号先(まるみ洋品店)までの両側	一五〇	車両	終日	甲府	五〇・一 一・一五 三九号
一二五	市道	甲府市飯田五丁目一〇番二二号先から甲府市飯田五丁目一二番三三号先までの両側	三五〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三三三三
							飯田(2) 線 飯田(1) 線 飯田(B) 線
							点)までの両側

三六〇	私道	甲府市中央二丁目四番八号先(相原菓子店)から甲府市中央一丁目一四番一五号先(大成園)までの両側	四五	車両	終日	甲府	四九・七 一・一五 三三三三
三四一	私道	甲府市中央二丁目七番五号先から甲府市相生一丁目二番一五号先までの両側	一四五	車両	終日	甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三三三三
三四一	市道	甲府市相生二丁目一番四号先から甲府市相生一丁目二番一五号先(宮沢洋裁店)までの両側	二二〇	車両	終日	甲府	五二・一 一・一〇 三八号
一三九	削除					甲府	平成一八年三月一三日 告示第二三三三三三
							ら甲府市北口三丁目七番一三三号先までの両側

三七六	市道	甲府市丸の内三丁目二九番六号先から甲府市丸の内	一四五	車両	終日	甲府	四九・一 二・一九 五五号
三六一	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
三六〇	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
三五九	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
三六一	私道	甲府市中央一丁目一八番一八号先(三平食堂)から甲府市中央一丁目一八番一〇号先(清水屋)までの両側	一〇〇	車両	終日	甲府	四九・七 一・一五 三二号
							一・一五 三二号

三七七	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
三七六	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
三七九	市道	甲府市丸の内三丁目三三番一八号先(リビングハウス米山)から甲府市丸の内三丁目三一番六号先(金泉旅館)までの両側	一三〇	車両	終日	甲府	平六・一 二・一五 告示 第五七号
三七八	市道	甲府市丸の内二丁目三番一八号先(レストラン笹や)から甲府市丸の内二丁目三番一九号先(古名屋別館)までの両側	一〇〇	車両	終日	甲府	四九・一 二・一九 五五号
三七七	市道	甲府市丸の内三丁目一六番一三三号先から甲府市丸の内三丁目二六番三三号先までの両側	一〇〇	車両	終日	甲府	四九・一 二・一九 五五号
							の内三丁目二九番一三三号先(山口ガラス北側)までの両側

三七九	削除				甲府 平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
三七八	削除				甲府 平成一八年三月一 三日 告示第二 三号

三八二	市道	甲府市丸の内三丁目二八番九号先から甲府市丸の内三丁目三〇番一号先までの両側	一五〇	車両	終日	甲府 五〇・一 二七号
-----	----	---------------------------------------	-----	----	----	-------------------

三八二	削除				甲府 平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
-----	----	--	--	--	------------------------------------

三八四	市道	甲府市丸の内三丁目三番五号先（丸進ストア）から甲府市丸の内三丁目一番一九号先（山国屋）までの両側	一一〇	車両	終日	甲府 五〇・一 二七号
-----	----	--------------------------------------------------	-----	----	----	-------------------

三八四	削除				甲府 平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
-----	----	--	--	--	------------------------------------

四二七	市道	甲府市中央二丁目二番一九号先（中山酒店）から甲府市中央二丁目二番五号先までの両側	二二〇	車両	終日	甲府 五〇・一 一・一五 三九号
四二八	市道	甲府市若松町三丁目一七番先（読売新聞）から甲府市青沼一丁目一番一号先までの両側	四四〇	車両	終日	甲府 五〇・一 一・一五 三九号

四二七	削除				甲府 平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
四二八	削除				甲府 平成一八年三月一 三日 告示第二 三号

四七三	市道 朝日北 口一 線	甲府市朝日二丁目四番一〇号先 (大蔵省関東財務局甲府財務部) から甲府市朝日二丁目四番五号先までの両側	二七五	車両	終日	甲府	五・一・一〇 三八号
-----	----------------------	-----------------------------------------------------------	-----	----	----	----	---------------

四七三	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
-----	----	--	--	--	--	----	------------------------------

四七九	市道 朝日南 線	甲府市朝日二丁目四番七号先(喜文)から甲府市朝日二丁目二番三号先(明日香興業)までの両側	二〇五	車両	終日	甲府	五・一・一〇 三八号
四八〇	市道 朝日北 線	甲府市朝日二丁目一三番一〇号先(相和ビル)から甲府市朝日二丁目一六番一〇号先(中川クリーニング店)までの両側	二〇〇	車両	終日	甲府	五・一・一〇 三八号

四七九	削除					甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二
-----	----	--	--	--	--	----	------------------------

四八〇	市道	甲府市朝日二丁目一四番一四号先から甲府市朝日二丁目一三番一〇号先(相和ビル)までの両側	一〇〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
-----	----	---------------------------------------------	-----	----	----	----	------------------------------

四八三	市道	甲府市相生二丁目五番一五号先(佐々木自工)から甲府市相生一丁目一九番九号先までの両側	四八五	車両	終日	甲府	五・一・一〇 三八号
-----	----	--------------------------------------------	-----	----	----	----	---------------

四八三	市道	甲府市相生二丁目七番九号先(花達)から甲府市相生一丁目九番三号先(長坂ビル)までの両側	二五〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一 三日 告示第二 三号
-----	----	---------------------------------------------	-----	----	----	----	------------------------------

四八五	市道	甲府市相生二丁目一三番一〇号先(小林眼科医 院)から甲府市相生一丁目二番四号先(スナツクマミー)までの両側	一八〇	車両	終日	甲府	五・一・一〇 三八号
四八六	市道	甲府市相生二丁目	一四〇	車両	終日	甲府	五・一・一〇



を

四八六	四八五	四八九	四八八	四八七
削除	削除	市道	市道	市道
		甲府市相生一丁目一〇番一三〇号から甲府市相生二丁目一〇番一六号先(向山塗料)までの両側	甲府市相生一丁目一八番先(深沢電工有料駐車場)から甲府市相生一丁目一八番一〇号先(時田ラジオ商会)までの両側	甲府市相生一丁目一〇番一〇号先(いづみや)から甲府市相生一丁目一〇番一五号先(立正佼成会)までの両側
		八〇	二二五	一四〇
		車両	車両	車両
		終日	終日	終日
甲府 平成一八年三月一	甲府 平成一八年三月一 告示第二三三三号	甲府 五一・一〇一 三八号	甲府 五一・一〇一 三八号	甲府 五一・一〇一 三八号

に

を

に

一、三二六	四九一	四九一	四八九	四八八	四八七
市道二	削除	市道 二十人 三吉線	削除	削除	削除
甲府市相生三丁目		甲府市相生三丁目六番一七号先から甲府市相生三丁目六番二八号先までの両側			
四〇		一七五			
車両		車両			
終日		終日			
甲府 平成一六年	甲府 平成一八年三月一 告示第二三三三号	甲府 五一・一〇一 三八号	甲府 平成一八年三月一 告示第二三三三号	甲府 平成一八年三月一 告示第二三三三号	甲府 平成一八年三月一 告示第二三三三号

一、三二六	市道二 十人三 吉線	甲府市相生三丁目六番三〇号先（相生交番前交差点）から甲府市相生三丁目六番二二号先までの両側	一〇〇	車両	終日	甲府	平成一八年三月一日 告示第一六号
-------	------------------	-----------------------------------------------	-----	----	----	----	---------------------

一、三四〇	県道一 宮山梨 線	笛吹市石和町川中島一〇番地の四先（石和温泉郷東入口交差点）から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六五先までの両側	二二〇	車両	終日	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	-----------------	-----------------------------------------------------------	-----	----	----	----	-----------------------

一、三四〇	県道一 宮山梨 線	笛吹市石和町川中島一〇番地の四先（石和温泉郷東入口交差点）から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六五先までの両側	二二〇	車両	終日	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	-----------------	-----------------------------------------------------------	-----	----	----	----	-----------------------

一、三四〇	県道一 宮山梨 線	笛吹市石和町川中島一〇番地の四先（石和温泉郷東入口交差点）から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六五先までの両側	二二〇	車両	終日	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	-----------------	-----------------------------------------------------------	-----	----	----	----	-----------------------

一、三四二	市道	甲府市中央二丁目一〇番二一号先（中央二丁目交差点）から甲府市中央三丁目六番一〇号先（桃山橋東詰）までの両側	四五〇	車両	六時から二時まで	甲府	平成一八年三月一日 告示第二三三号
一、三四二	市道	甲府市相生二丁目一七番一〇号先から甲府市相生二丁目一八番一〇号先（甲府自治研修センター東交差点）までの両側	一三五	車両	終日	甲府	平成一八年三月一日 告示第二三三号

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年十月二十日山梨県規則第五十七号（山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則）

八  
 特定公共賃貸住宅家賃減額申請書  
 特定公共賃貸住宅家賃減額申請書